令和8年度　事後評価対象事業一覧表

審議資料３

①１０億円以上
②再評価実施案件

Ａ：現時点では、相応の事業効果が発現していることが確認されたことから、特段の改善措置や、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
Ｂ：改善措置、今後の事後評価等の必要あり（具体の内容は「対応方針（案）を判断した理由」欄に記載
また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載）

番号	事業主体	補助・県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B／C	事業化年度	事業完了年度	事業年数（年）	全体事業費（億円）	事後評価の理由	事業の目的	対応方針（案）	対応方針（案）を判断した理由
道路分野														
4	神奈川県	補助 県単	県道611号大山板戸（大山バイパス）道路改良事業	伊勢原市大山～三ノ宮	バイパス整備 L=約3.0km W=9.75m ２車線＋片側歩道	1.1	H3	R3	31	74	①②	・沿道住民の生活環境や歩行者などの交通安全性の向上 ・歴史的観光地「大山」へのアクセスの強化 ・救急搬送の円滑化、災害対応力を強化	A	本事業は、交通量の転換による沿道住民の交通安全性の向上や、大山地域へのアクセス向上など、事業効果が想定どおり発現していると判断できるため、改善措置及び事後評価を再度行う必要性は認められない。